

黒石市教育委員会告示第7号

人事評価の結果に係る異論の申出の取扱い等に関する要綱を次のように定める。

平成29年3月2日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

人事評価の結果に係る異論の申出の取扱い等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森県県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成28年青森県教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づく異論の申出（以下「異論の申出」という。）の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(異論申出書の提出)

第2条 自らの評価結果（フィードバックシート又は評価結果フィードバックシートに記載された評価結果及び評価後の指導・助言をいう。以下同じ。）に対する異論の申出を行おうとする職員（以下「申出者」という。）は、当該評価結果の開示後10日を経過した日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）までに、学校名、職名、氏名、異論の内容等を記載した人事評価の結果に対する異論の申出書（様式第1号。以下「異論申出書」という。）を規則第5条の規定に基づく第2次評価者（以下「第2次評価者」という。）又は黒石市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

2 教育長に提出された異論申出書の事務は、規則第5条の規定に基づく調整者（以下「調整者」という。）が行うものとする。

(異論の申出への対応)

第3条 第2次評価者に異論申出書が提出されたときは、その写しを調整者に提出す

るとともに、異論の内容に関する意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）を作成し、調整者が指定する日までに親展でこれを調整者に提出するものとする。

- 2 調整者に異論申出書が提出されたときは、その写しを第2次評価者に送付するとともに、意見書の提出を求めるものとする。
- 3 前項の規定により意見書の提出を求められた第2次評価者は、速やかにこれを作成し、調整者が指定する日までに親展で調整者に提出するものとする。
- 4 調整者は、異論申出書及び意見書の内容を総合的に勘案するほか、必要に応じ黒石市教育委員会学校教育課（以下「学校教育課」という。）の職員に申出者又は第2次評価者への調査を行わせ、その結果を参考に次の区分により異論の申出への対応を決定する。

区分	左の場合の対応（通知内容）
客観的な事実に基づき、評価基準等に照らして適正に評価されていると認められるなど、評価者の評価を妥当とするもの	評価者の評価は妥当である
申出者の職務遂行状況について見落としがある、事実誤認があるなど、評価者に再評価を行わせる必要があるもの	再評価を行う必要がある

- 5 調整者は、前項の決定に基づき、対応決定通知書（様式第3号）により申出者に、対応決定通知書（様式第3号の2）により第2次評価者に、それぞれ通知するものとする。

（再評価）

第4条 第2次評価者は、前条第5項の規定により調整者から再評価を行う必要があるとされた場合は、調整者が指定する日までに、申出者についての再評価を行い、評価シート又は能力（業績）評価シートを調整者に提出する。

- 2 調整者は、当該再評価について、能力評価又は業績評価の総合評価について必要な調整を行い、その結果を第2次評価者に通知するものとする。
- 3 第2次評価者は、前項の結果の通知を受け、再評価の結果について、フィードバックシート又は評価結果フィードバックシートにより申出者に開示するものとする。

（異論の申出への対応の終了）

第5条 異論の申出への対応は、第3条第5項に規定する対応決定通知書の交付をもって終了するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、異論の申出への対応を終了するものとする。

(1) 申出者が、異論の申出を取り下げたとき。

(2) 申出者が、異論の申出を行った事案について地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく勤務条件に関する措置の要求その他の法令に基づく救済手続に訴えたとき。

（不利益取扱いの禁止）

第6条 職員は、異論の申出を行ったこと、又は異論の申出に関し学校教育課の職員が行う調査に協力し、若しくは協力しないことにより、不利益な取扱いを受けることはない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、異論の申出への対応に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

年 月 日

（第2次評価者又は黒石市教育委員会教育長） 様

所属校名

職・氏名

印

人事評価の結果に対する異論の申出書

私の 年度の評価結果に対し、下記のとおり申し出ます。

記

1 異論のある箇所（異論のある箇所の□に「レ」を付すこと。）

- ☐ 能力項目の評価項目ごとの評価
- ☐ 業績評価の評価項目ごとの評価
- ☐ 能力評価の総合評価
- ☐ 業績評価の総合評価
- ☐ 評価後の指導・助言

2 異論の具体的な内容とその根拠

（1）能力評価（業績評価）の評価項目ごとの評価について

（2）能力評価（業績評価）の総合評価について

（3）評価後の指導・助言について

（注）1 上記2は、1で「レ」を付した箇所について詳細に記入し、紙面が不足する場合は別紙に記載して添付すること。

2 異論の内容に関し、参考となる資料があれば、添付すること。

3 申出者が自署した場合、押印を省略することができること。

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

黒石市教育委員会教育長 様

所属校名

職・氏名



異論の内容に関する意見書

年 月 日付で（所属校名）（職名）（氏名）から申出のあった異論の内容について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 異論のあった箇所（異論のあった箇所の□に「レ」を付すこと。）

- ☐ 能力項目の評価項目ごとの評価
- ☐ 業績評価の評価項目ごとの評価
- ☐ 能力評価の総合評価
- ☐ 業績評価の総合評価
- ☐ 評価後の指導・助言

2 異論の内容に関する具体的な意見とその根拠

（1）能力評価（業績評価）の評価項目ごとの評価について

（2）能力評価（業績評価）の総合評価について

（3）評価後の指導・助言について

（注）1 上記2は、1で「レ」を付した箇所について詳細に記入し、紙面が不足する場合は別紙に記載して添付すること。

2 意見の内容に関し、参考となる資料があれば、添付すること。

別紙（異論の具体的な内容又は異論の内容に関する具体的な意見及びその根拠）

学 校 名	職 名	氏 名
・該当する箇所の□に「レ」を付すこと。 ☐ 能力項目の評価項目ごとの評価 ☐ 能力評価の総合評価 ☐ 評価後の指導・助言の内容 ☐ 業績評価の評価項目ごとの評価 ☐ 業績評価の総合評価		

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

（異論申出者） 様

黒石市教育委員会教育長

対応決定通知書

年 月 日付けであなたから申出のあった評価結果に対する異論についての対応を下記のとおり決定したので、お知らせします。

記

1 決定内容

評価者の評価は妥当である

（〇〇については、）再評価を行う必要がある

2 決定の理由

3 評価者に示した再評価結果の提出期日

（注）1 上記1の括弧書きは、複数の箇所について異論の申出があり、その一部について再評価を行う必要があるとする場合に用いる。

また、括弧書きの〇〇には、様式第1号の「1 異論のある箇所」のいずれか1つ又は複数が入る。

2 上記3は、異論についての対応を「（〇〇については、）再評価を行う必要がある」と決定した場合のみ、記載する。

様式第3号の2（第3条関係）

第 号
年 月 日

（第2次評価者） 様

黒石市教育委員会教育長

対応決定通知書

年 月 日付で（所属校名）（職名）（氏名）から申出のあった評価結果に対する異論についての対応を下記のとおり決定したので、お知らせします。

記

1 決定内容

評価者の評価は妥当である

（〇〇については、）再評価を行う必要がある

2 決定の理由

3 再評価結果の提出期日

（注）1 上記1の括弧書きは、複数の箇所について異論の申出があり、その一部について再評価を行う必要があるとする場合に用いる。

また、括弧書きの〇〇には、様式第1号の「1 異論のある箇所」のいずれか1つ又は複数が入る。

2 上記3は、異論についての対応を「（〇〇については、）再評価を行う必要がある」と決定した場合のみ、記載する。また、再評価結果の提出期日を記載する場合は、併せて「なお、再評価の評価シート又は能力（業績）評価シートを提出すること。」と追記する。